

# 愛知県外医療機関等で妊婦・乳児健康診査を受けられる方へ

愛知県外医療機関で妊婦・乳児健康診査を受けた場合や助産所で妊婦健康診査を受けた場合に、春日井市が受診費用を補助します。受診日、申請日において春日井市に住民票を有する人が補助の対象です。

◆補助金額 各健康診査費の補助額の上限は、次のとおりです。

妊婦	第1回※	20,670円 (うち超音波検査 5,300円 初回血液検査 11,600円)	第8回※	19,690円 (うち超音波検査 5,300円 血算検査 1,580円 血糖検査 1,550円 GBS検査 3,100円 HTLV-1抗体検査 2,290円 性器クラミジア感染検査 2,100円)
	第2・3・5・6 7・9・10・11・ 13・14回	4,290円		第12回※
	第4回※	9,070円 (うち超音波検査 5,300円)	子宮頸がん検査※	3,360円
	乳児	第1・2回※	5,350円	

※マークの受診票は助産所では使用できません

実施していない検査については、補助の対象になりません

## ◆対象となる検査

「母と子のしおり」内にある、各健康診査受診票の表面に記載してある検査

\*表記検査以外の検査費用、保険診療での受診費用、薬剤料は補助対象外です

## ◆申請手続き

(医療機関・助産所)  
健康診査を受け、  
費用を支払う

・各健康診査受診票と「医療機関等へのお願い(次ページ)」を提出し、健康診査を受ける

健診費用を支払い、

- ・「健康診査結果報告書(受診票の裏面)」に結果の証明を受ける
- ・健康診査に係る領収書を受け取り、申請まで保管する

\*受診日、申請日において春日井市に住民票を有する人が補助の対象です。

- ・窓口にて必要書類の記入をする

持ち物

- ・各健康診査受診票(「健康診査結果報告書」に結果記入と捺印のあるもの)
- ※「健康診査結果報告書」に訂正があった場合は、医療機関等の訂正印が必要になりますので、ご確認ください。
- ・この健康診査に係る領収書原本とそのコピー一式
- ・受診者本人(又は配偶者、乳児は保護者)の振込先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名のわかるもの
- ・印鑑(朱肉使用のもの)

(春日井市役所子ども政策課)  
申請する

問い合わせ

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市青少年子ども部子ども政策課 TEL0568-85-6170

## 愛知県外等の妊婦・乳児健康診査実施医療機関等様へのお願い

春日井市では、助産所や愛知県外の医療機関で健康診査を実施された妊婦・乳児に対して、対象となる健康診査費の一部（愛知県の委託単価を上限とする）を助成しています（ただし妊婦第1・4・8・12回、子宮頸がん検査、乳児健康診査は医療機関での受診のみ対象で、助産所での受診は補助対象外です）。

つきましては、お手数をおかけしますが御高診をいただき、次の書類を本人にお渡しくださいますようお願いいたします。

- ① 「妊婦（乳児）健康診査結果報告書」  
本人が持参した「妊婦（乳児）健康診査受診票」の裏面です。検査実施項目に☑をつけ、検査結果をご記入ください。
- ② この健康診査に係る領収書  
領収書の氏名は必ず受診者名にしてください。

### ＜注意点＞

- ※ 「妊婦（乳児）健康診査結果報告書」に必ず捺印をお願いいたします。
- ※ 「妊婦（乳児）健康診査結果報告書」に訂正があった場合は、取り消し線の上に訂正印を押していただき、正しいものをご記入ください。お尋ねしたいことがある場合、本人の了承を得て、ご連絡させていただくことがあります。
- ※ 助成対象となる検査：各健康診査受診票の表面に表記してある検査（表記検査以外の検査費用、保険診療での受診費用、薬剤料は補助対象外です）

### 必ずお読みください！！

妊婦健康診査受診票「第8回」以外で、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査を初めて実施した場合は、実施した回の「妊婦健康診査結果報告書」に検査項目及び結果を記入してください。

（記入例）妊婦健康診査受診票「第2回」の健診時に、HTLV-1抗体検査及び性器クラミジア感染検査を実施した場合

健康診査 実施日	年 月 日 / 妊娠 週 ( 月)
所 見	<p>*実施した項目に☑を付け、結果を記入してください。</p> <p>□基本健診</p> <p>◇尿蛋白 ー・±・+・++～ 尿糖 ー・±・+・++～</p> <p>◇血 圧 収縮期 / 拡張期 mmHg</p>
	<p>次のように手書きで結構です。</p> <p>・HTLV-1抗体検査 (陰性) 又は (陽性)</p> <p>・性器クラミジア感染検査 (陰性) 又は (陽性)</p> <p>再検査の場合は、記入しないでください。</p>

問い合わせ

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市青少年子ども部子ども政策課 Tel.0568-85-6170